事　務　連　絡
令和４年４月 11 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）　　御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その３）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和４年厚生労働省告示第 54 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日保医発 0304 第１号）等により、令和４年４月１日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添１から別添３までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

（別添２）

歯科診療報酬点数表関係

【咬合調整】

問１　令和４年３月 31 日以前に旧歯科点数表における区分番号「Ｉ０００－２」咬合調整の留意事項通知（１）のイからホまでのいずれかに該当し、当該処置を算定していた患者について、同年４月１日以降に引き続き当該処置を算定する場合は、どのように考えればよいか。

（答）令和４年３月 31 日以前の算定状況にかかわらず、同年４月１日以降は、改めて改定後の留意事項通知（１）のイからホまでに応じて算定してよい。